

決算特別委員会会議録

日時 平成21年10月26日(月) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後3時20分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 清賢
副委員長 丹澤 和平
委員 中村 正則 皆川 巖 大沢 軍治 山下 政樹
石井 脩徳 堀内 富久 竹越 久高 岡 伸
金丸 直道 武川 勉 内田 健 清水 武則
河西 敏郎 小越 智子

委員欠席者 高野 剛 鈴木 幹夫

説明のため出席した者

福祉保健部長 小沼 省二 理事(中央病院管理局長) 若月 茂樹
福祉保健部次長 古屋 博敏 県立病院経営企画室長 篠原 道雄
北病院事務局長 吉原 美幸

知事政策局長 平出 亘 知事政策局次長 安藤 輝雄
知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 藤江 昭 政策参事 八木 正敏
政策参事 原間 敏彦 広聴広報課長 堀内 久雄
行政改革推進課長 市川 由美

観光部長 中楯 幸雄 観光部次長 山田 幸子
観光企画・ブランド推進課長 八巻 哲也 観光振興課長 小林 明
観光資源課長 塩谷 雅秀 国際交流課長 窪田 克一

県土整備部長 下田 五郎 理事 宮田 文夫
県土整備部次長 広瀬 猛 県土整備部技監 河西 邦夫
県土整備部技監 小池 一男 総括技術審査監 伊藤 守
県土整備総務課長 吉澤 公博 美しい県土づくり推進室長 野田 祥司
建設業対策室長 斉藤 倍造 用地課長 望月 剛
技術審査監 山田 宏 道路整備課長 上田 仁
高速道路推進室長 野中 均 道路管理課長 川崎 英美
治水課長 樋川 和芳 砂防課長 望月 実
都市計画課長 河西 秀樹 下水道課長 小野 邦弘
建築住宅課長 和田 健一 営繕課長 末木 正文

商工労働部長 輿水 修策 産業立地室長 後藤 雅夫
商工労働部理事 中村 雅夫 商工労働部次長 都築 敏雄
商工労働部次長 久保田 克己 産業立地室次長 中込 雅
商工企画課長 清水 幹人 商業振興金融課長 岩波 輝明
産業支援課長 尾崎 祐子 労政雇用課長 中澤 卓夫

産業人材課長 佐野 芳彦 産業立地推進課長 高根 明雄

警察本部長 西郷 正実 警務部長 小澤 富彦
刑事部長 日原 清貴 交通部長 廣瀬 文三勝
警備部長 三枝 昇 生活安全部長 深澤 俊樹
総務室長 小沢 志郎 首席監察官 青木 雄二
警務部参事官 門西 和雄 刑事部参事官 進藤 文芳
地域課長 永田 賢一 会計課長 有泉 辰二美
生活安全部参事官 清水 徹 少年課長 松原 茂雄
生活安全企画課長 武川 真延 警備第一課長 上杉 正名
警備第二課長 渡辺 茂 運転免許課長 中澤 明彦
交通規制課長 古屋 一栄 交通指導課長 深沢 智明
捜査第一課長 宮下 篤

出納局次長（会計課長事務取扱） 山本 一

議題 認第1号 平成20年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 平成20年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 午前10時4分から午前10時46分まで福祉保健部（病院事業）関係、午前11時8分から午後1時55分まで知事政策局、観光部及び県土整備部関係（午後0時2分から午後1時3分まで休憩をはさんだ）、午後2時19分から午後3時20分まで商工労働部及び警察本部関係の部局審査を行った。

質疑 福祉保健部（病院事業）関係

（赤字改善について）

小越委員 平成20年度の病院全体の経営状況は9億9,377万円の赤字となっています。赤字は赤字ですが、前年度に比べて改善しているとあります。その改善した主な原因はどこから来るのでしょうか。

篠原県立病院経営企画室長 改善額につきましては5億5,174万7,000円となっております。これについて、病院の総入院患者数などを前年度と比較しますと、まず、医業収益の中の入院・外来収益が約4億8,900万9,000円の改善をいたしました。また、もう1点、定年退職者が前年度より8名減少したことに伴いまして、退職給与金が約2億5,634万円減少しました。この結果、総体では約5億5,000万円の改善となっております。

小越委員 医業収益が約4億円アップしたというのですが、その理由は何でしょうか。

篠原県立病院経営企画室長 まず、前年度といたしますか、診療報酬の改定に伴いまして、一般病棟は10対1、中央病院は10対1の入院患者の看護基準をとっておりますが、この入院基本料は、310円アップいたしまして、今回の入院の人数が約20万人でございますので、単純に計算しますとそこで約6,200万円アップいたしました。

それから、救命救急センターを初め、診療単価の高い診療科の患者がふえておりまして、例えば救命救急センターでは、前年度より1,057名、27%ふえております。診療単価の高い救命救急センターだけで、約1億2,000万円の増になっております。

あとにつきましての詳細でございますが、それ以外の診療の部分で増加しています。

外来につきましては、人数は減少しておりますが、この減少につきましては、診察日数が少なかったわけですが、それによらずに収益のほうが増加しておりますので、全体とすれば増加が見られたということでございます。

小越委員

そうしますと、診療報酬がアップしたことや、救急のセンターの診療単価の高い患者が来たということになりますと、県立病院として医業収益をふやすための努力というのは、どんなことをしたのですか。今は、外的要因によるものについての説明であったのですが、自分から努力して入院収益を上げる、医業収益を上げる努力はどのようなことをされたのでしょうか。

若月知事直轄理事 中央病院の1つの例で申し上げますと、例えば診療報酬のことは、今、篠原室長が御説明したとおりですけれども、1つには小児科のGCUというものがあり、ここの管理加算というものについて、院内の体制を1日3万円ほどいただける診療報酬に改定をしたということが、いわゆる自前の努力としてはあります。

それから、やっぱり患者さんがふえたということが、医業収益がアップした大きな理由になっていると思います。例えば入院患者でいきますと、お手元の説明資料の2ページをごらんいただきたいと思いますが、20万1,222人という中央病院の20年度の入院患者ですけれども、この数字は、平成14年に中央病院が今の病院となってから、最も高い入院患者の数でございます。これは、いろいろな機器の整備ですとか、あるいは、院長以下が診療所等を回りまして、いわゆる医療連携というものを進めた1つの結果が、こういう形で1つずつ、地味ではございますけれども患者さんがふえてきたということだろうと思います。

それから、収益が上がったというのは、例えば入院外来収益でいきますと、20年度と19年度を比べると4億7,000万円ほどふえているわけですが、単純にいきますと、その4億7,000万円ふえたうちの大体三十何%というものは材料費にかかっており、いわゆる薬品であり、診療材料であります。だから、普通は4億5,000万収益が上がれば1億5,000万円は費用が伸びても決して不思議ではないわけですが、材料費に関していえばそこを7,300万円ほどのアップで抑え込んだということ、これは、例えば診療材料を整理するなどの、いわゆる経営改善がこういう形で表に出てきているのだろうと認識をいたしております。

小越委員

患者さんがふえた、お医者さん方が医療連携を進めたということなのですが、県立病院が主だと思えますけれども、外からの紹介状を持ってきていただいている方、逆に紹介率はどこかにあったかと思うんですけど、それはどうなっているのでしょうか。

若月知事直轄理事 多分お手元に資料はないと思いますが、今、私どもの紹介率というのは、いわゆる紹介をしていただいて私どもの病院に来ていただくというのが、9月の例でいきますと48%でございます。

それから、逆に、私どものほうから診療所なり地域の病院のほうに紹介する、逆紹介ですけれども、これが今32、33%でございます。

小越委員

県立病院の高度な医療などに期待をされて、紹介状をお持ちの方が多いかと思うのですが、今後、地域医療支援病院をとる中では、この紹介状のところをアップすることになりますと、普通の風邪では病院にかかれなくというように、紹介状がないと病院にかかれなくなるという方向になっていくのは、県民から遠い病院

になってしまうのではないかと、1つ危惧しておるところです。

先ほどの経営の問題ですが、4億7,000万円、いろいろ御努力もされたというのですが、これは平成20年度限りの改善になるのか、来年度に向けてはどのようなのですか。今年度ですね、21年度。

若月知事直轄理事 まさに材料費の統合ですとか、そういったものは日々やっていくものでございますので、今年度もやっております。

それから、紹介率を上げるという1つの例は、まさに医療連携をしていくということですから、例えば、今現在私どもが始めているのは、地域の診療所の先生方を私どもの病院に、いわゆる連携登録医という形で、話を進めております。

紹介状がなければだめかというお話がありましたが、私どもの県立中央病院の本来の姿でいけば、当然重症患者さんをお迎えするという形であろうかと思えます。ですから、正直言いまして、風邪を引いたという程度の患者さんが私どもの外来へ殺到しますと、それは逆に外来がパンクしてしまうということになりますので、1つの方向性とすれば、重症患者さんをメインに見るとというのが私どもの病院の与えられた使命ではないかと考えております。

小越委員

この問題は今年度も来年度も同じですけど、例えばこれから新型インフルエンザがはやってくる中で、県立病院の役割が大きくなってくると思うんです。紹介状があるかないかということで、先ほどの、診療報酬の単価が高い患者がアップしたとなりますと、診療報酬の単価が低いところの患者の受け入れをだんだん拒否していく、そういうことになってはいけないと、私は思っています。

それで、先ほどの改善の問題ですけど、監査委員の意見書の中には今後も引き続き厳しい状況にあると考えざるを得ないとありますが、今の話でいきますと平成20年度は赤字の幅は改善してきたと。監査委員の意見書とギャップがあるのではないと思うのですが、いかがでしょうか。

若月知事直轄理事 厳しいというのは、いわゆる医療費が今、抑制をされているという状況の中で、病院も今後、努力していかなければならないわけですので、厳しいというふうなことが監査委員の報告書には書いてあるのだろうと認識しております。

小越委員

「今後の経営の見通しは、毎年度生じる多額の減価償却、急速な・・・」と、こう書いてあり、読んであるとは思いますが、そこには、診療報酬のことではなくて、累積赤字146億円、病床利用が低迷していることから、非常に厳しい状況にあると考えざるを得ないと書いてあるんです。今後の見通しは純損失が9億円に圧縮されたとはいっても、厳しい状況は続くのではないかなと私は思っているのですが、先ほどの御回答だと乖離があるのではないかと考えています。認識が違うのではないかと思います。

(繰入金について)

もう一点違う話ですが、この決算説明資料によると、3ページの繰入金のところ、北病院も多いのかなと思うのですが、前年度に比べて一般会計繰入金が非常にふえているのは、これはなぜでしょうか。

篠原県立病院経営企画室長 まず、繰入金の増額でございますが、繰入金につきましては、おおむね毎年30億ぐらいでしたが、昨年度は46億円でございます。これにつきましては、繰り上げ償還を昨年度いたしましたので、その部分が約10億円近くふえているということになります。これを除けば、例年ベースだと思っただけであれば、繰入金につきましては同じであると思えます。

小越委員　　そうしますと、この下にあります企業債償還金が、平成20年は29億円になっているのですが、46億円のうち企業債償還金に充てる繰入金19億円を引き算したものが政策医療に充てられたということですか。一般会計のうち、企業債の償還がこの29億であるとする、ほかの残りは何に使っていたのでしょうか。

篠原県立病院経営企画室長　それにつきましては、委員がおっしゃいましたとおり、政策医療に充てた経費でございます。

(総資本回転率について)

小越委員　　そうしますと、ここで29億円、21年度は17億円とありますけれども、企業債の償還は毎年15、16億円、これからも続いていくわけです。監査委員の意見書にも、20年度の赤字の原因は、医業収益が増加しているものの、中央病院建設に伴う減価償却費が引き続き多額であることによると書いてあります。一般会計からの繰り入れも企業債償還に充当されていると書いてあるのですけれども、そこでお伺いします。中央病院と北病院の総資本回転率はどのくらいになっているのでしょうか。

篠原県立病院経営企画室長　委員の御指摘の総資本回転率という数値につきましては、現行の病院では出しておりませんが、公立病院では公営企業法のケースからしましても、出しておりません。

今回、そういうお話が若干ございましたので調べてみましたが、総資本回転率というのは、病院事業会計には全くなじみが薄いもので、まず、それがどういうものかということ、毎事業年度におきまして、企業が総資本をどの程度効率的に活用しているかを見るものだと思っております。事業に投資した総資本金、それと、売り上げである医業収益によって回収されますが、医業収益を総資本で割ることで投資した資産が何度回収できたかの回転数がわかり、回転数が高いほど効率的に活用されているという数字だと判断をします。それで、総資本回転率とは売り上げを総資本で割ったものです。

これを病院で見ますと、中央病院は平成16年にその数値は0.21でございました。20年度決算ベースでいきますと0.34となっています。北病院につきましては、やはり同じように平成16年度に0.34でしたが、平成20年度に0.36となっております。両方の病院につきましては、北病院は緩やかでございますし、中央病院は現病院の改修により投資した資本を確実に回収していると考えられます。

将来につきましては、26年までの推計を行っておりますが、これをもとに算出いたしますと、中央病院で0.42、北病院で0.39くらいの数字まで伸びていくと予想されております。

小越委員　　分母が総資本ですので、資本が大きく、今、資本、資産にマイナス分を含めていきますから、総資本回転率は、公立病院ですので、1に近いとか1を上回るということはないと思うんです。それこそ不採算部分をしなければいけませんから。ただ、0.21とか0.34というのは余りに低いのではないかと考えています。

それで、今後も0.42、0.5は行かない、50%には行かないとなりますと、これは投資したもので回収できなくなるということですよ、分母が大きいから。分母が大きい理由というのは、やはり先ほどありました減価償却が大きい、資本が大きい、それはすなわち、過大に投資したからだと思うんです。その問題について、一言もお話がずっとないのであるけれども、改めてその点についてどのようにお

考えでしょうか。

小沼福祉保健部長 今、総資本回転率を公営企業法で使っていないのは、私なりに考えると、これは経済性と公共性を協調していこうという中で、ただ総資本回転率を高めればもうかるからいいだろうという話とは若干違うので、公営企業法の中にそういう発想が入っていないのではないかと考えています。

過剰の投資かどうかということは、何回も病院のあり方検討委員会の中でもお話をさせていただきましたが、そこは、現在地に建てかえを行ったということ、それから、1階のロビーは御存じのように災害時の患者さんの入院の場になるということ等々、そのことによって建設費が高騰したということでございまして、過大投資ではないと理解しています。

小越委員 この問題はまた後で追及していきたいと思っていますけれども、やはりこの意見書のところの考え方でいきますと、今後の経営の見通しは非常に厳しいという問題について、今後どうなるのか、最後にお考えを聞きたいと思っています。

この監査委員の意見書によりますと、独立行政法人でもこれは十分にお金がかかりますけど、独法になったらどうなるかという問題についてはノーコメントになっています。ただ、当局とすればこの監査委員の意見書をそのまま読みますと、このままの経営状況でいくと非常に厳しい、病床利用率も低迷している、先ほどなぜ医業収益が上がったかという、病院の病床利用率のことは触れずに、主に診療報酬のアップなんですよね。そうしますと、このままの経営状況、経営のやり方でいきますと、やはり厳しい状況が続くのではないのでしょうか。監査委員の意見書に対する御意見を含めてお考えを最後に聞きたいと思います。

小沼福祉保健部長 基本的に、これからも経営状況は厳しいという認識でおります。というのは、それを1つの理由として、これからも厳しい状況に対応し得る経営体として、何がいいのかということで独立行政法人を選んだということでございますから、民主党政権になったから診療費が上がるなど、いろいろな話はされておりますが、山梨県の抱える医師不足や高齢化を考えていくと、診療報酬そのものがそんなに高くなるとはどうしても考えられませんので、これからもしっかり経営をしていくためには独立行政法人としてやっていく。独立行政法人の前提になったのが、あくまでも厳しい経営状況がこれからも続いていくだろうという認識でございます。

(オーダーリングシステムの導入について)

内田委員 何点か聞きたいと思いますが、まず、これまで委員会等でも質問をしてきたのですが、オーダーリングシステムを新しくして、説明によりますと18年度から構築を進めてきて、20年度には本格稼働して一元化されたということでありませぬ。東芝の機器から富士通の機器に入れかえたわけですが、私の記憶ですと、当時の説明でその利点が幾つか挙げられたんですけども、その中で、私が一番問題にしていたのは、単年度収支の中で、トータルの収益は出てくるけれども、診療科ごとにできるのかという議論をかなりして、東芝の機器ではそれができなかった、新しいシステムを入れたらできますよという話でした。20年度はもう1年たったわけですから、それは今出せますか。

若月知事直轄理事 確かにシステムの科的に科別の損益がでるシステムになっておりますけれども、システムの中では、収益はもちろんすべて出てまいります。それから、費用の問題につきましては、人件費や減価償却などといったものは、結局は手処理でなければならぬ要素というものが、正直言ってたくさんございます。そこを今やっている

最中だということで、ぜひ御勘弁をいただきたいと思います。

内田委員 やっている最中だということは、きょう、まさに20年度の決算ですよ。そうすると、20年度の決算は今の時点では、その診療科ごとの私が前から言っているようなものは、ここでは出せないということですか。

若月知事直轄理事 きょう現在、まだ仕上がっていません。

内田委員 さっきの小越委員の議論と重なる部分があるんだけど、病院経営というのは、減価償却はこっちに置いておいて、今まで減価償却が大半を占めてきた、だけど、独法になると方針が変わるからということで、単年度で収支は黒字になりますよという説明ですよ。

そういう大まかな説明はいいんだけど、一番肝心なことは、病床の利用率などは、前からたしか七十何%ぐらいでずっと推移してきて、これを見ると80%ちょっとくらいになったというんだけど、でも、これは中病ではないですよ。県立病院のトータルの数字でこれが出てきているのであって、中病になるともうちょっと落ちる。つまり、六百九十何床で五百何十床ぐらいの充足率ですよ。基本的にそういうものを上げていく、それから、外来の患者さんの数が上がっていくという状況を見ないと、さっきの議論と同じで、将来的に安定した病院経営は多分できないだろうと思うんですよ。

今、私が言っているのは、まさにそういうものを目指す体制の中で診療科ごとの収益がきちんと出ていないと、病院の中で分析ができないわけじゃないですか。だから、せっかく新しいシステムに入れかえたんだから、さっき手作業の部分があると言われたんだけど、特に費用の場合、それは大変だと思うけれどもぜひ出た時点で示してもらいたいんですよ。こういうことだというのをやっぱり示してもらいたいと思います。今は出せないということだから、それはそれで結構だと思います。

主な質疑等 知事政策局、観光部、県土整備部関係

(未収入金の不能欠損処分について)

丹澤委員 県土整備部のほうで、実は、ことしのいつの議会でしたか、住宅の使用料について、議会の専決分に加えてもらいたいという話がありました。結局それは加わらなかったのですが、そのときにたしか千何百件かの使用料を不納欠損処分にしたいという話があったわけですけども、その千何百件というのは現在みんな時効にひっかかっているものですか。

和田建築住宅課長 不納欠損処分の関係でございますが、現在の県営住宅の家賃の収入未済額の中で、消滅時効に係るものが5年のものと10年のものがございまして、これは、入居者、契約者の件数では268件で、時効期間が5年の任意に退去したものの合計金額が8,628万円余です。それから、強制退去をしたものにつきましては10年となっておりますけれども、49件5,936万円余でございまして、合計いたしますと1億4,564万円余になっております。

丹澤委員 私がこの間、農政部の人に同じ質問をしたら、農政部は、いや、みんな時効にひっかかっていないと。多分これは、監査委員事務局が昨年度に調査した、平成16年以前の分、つまり平成9年からずっと先まであるんですけども、長いものは10年どころじゃなく、20年近くのものまでずっとためてあるものがあって、それ

は監査委員事務局では収入未済額という形でしてあるのですから、実際に時効になっているのか、なっていないのか、監査委員事務局は全くその報告をくれていないのでわかりませんが、たしか専決の条例をお願いしてきたときには、1,050件くらいあり、手間がかかるから、議会に報告するのは不納欠損だけを報告するわけですね。手間がかかるから専決させてもらいたいという話があって、結局それはだめになったんですけれども、その部分というのはもう終わっているんですか、21年度に。

和田建築住宅課長 消滅時効につきましては、本人からの申し入れ、援用がなくては成立いたしません。相手側からの申し入れ、時効の援用がありましたものが、昨年度、平成20年度に1件ございまして、その92万円余を1件、昨年処理いたしました。今年度は、援用がなされておられませんので、そのままの状態でございます。

丹澤委員 時効の援用の資料が今見つからないが、時効の援用が10年、援用と一緒にものとありますね。この使用料については全部時効の援用が必要なのですか。

和田建築住宅課長 県営住宅の使用料は私的なものとされておりまして、民法上の運用ではそうなっております。

丹澤委員 では、専決でやるとしても同じ手続をとることになるわけですか。

和田建築住宅課長 申し入れがなされた場合には、そのような手続となります。これにつきましては不納欠損処分という形になるわけでございます。地方自治法の96条に適用が掲げてありますので、議決があった場合についてはそのような処理になります。

丹澤委員 そうしますと、時効の援用が10年間、私法上の債権ということで最長で10年を経過したものについては、時効の援用がなければ権利の消滅はできないと。そうしますと、今のお話でいきますと、相手側がわからない、相手側が金は払ってやるわと言えども残ってしまうということになると、毎年毎年納付書を出し続けなければならないと。そうすると膨大な作業量になり、一番職員には負担になってしまうわけです。それを何とか解決する方法をどういうふうにしていくのか。どこかに行ってしまった人を探し出すことも大変だし、遠方に行っている人を探してきてまた時効の援用をとることも大変でしょうけれども、何かしてやらないと、先ほども言ったように20年も昔のものがそのままずっとたまっていて、職員は入る当てもないのに毎年毎年納付書を切り続けなければならないという大変な作業量になってしまうわけです。その辺の工夫を何かすることはないのでしょうか。

和田建築住宅課長 この関係につきましては、質問の趣旨の中にはございませんけれども、県営住宅の家賃滞納は4億55万円余となっております。そのうちの65%の2億6,000万円が既に退去をしてしまった人たちによるものです。しかしながら、法律的な手続によりますと、本人からの援用がなければこれを切ることはできない。時効が過ぎていても、こちらのほうから支払いをお願いしますと、向こう側から払っていただける場合もございます。そのような状況ですので、現在では納付書を切っているわけですが、確かに県の職員が少ない中でこのような事務手続をやっていくのは非常に時間もお金もかかるわけでございますが、経理等につきましては電算による納付書を発行したり、人件費等がかからないような手だてはしております。いずれにいたしましても金額が多額なために、少しずつでもこの制度

を利用して申し出があればやっていきたいと思っております。

丹澤委員

援用されれば、不納欠損処分で処理してもらうつもりでいるんでしょう。とっておけばいつか入れてくれるかもしれないから、のんびんだらりと送っている。もともとこの人はもうだめだ、不納欠損にしたいと思っているわけだから、それをいつか入れてくれるかもしれないから納付書を送り続けている。本当は相手が援用して、まけてくれよと、堪忍してくれよと言えば、本来ならば不納欠損処分にしてもらうものだから、何か手だてがないのか。農政部は債務の承認をしてもらっていますと言ったけども、20年も昔のものがあつたら、きっちりとかうまい手だてを考えてやらないと、これだけ職員が減らされてしまうと、こんな無駄な、まさに無益なことをいつまでもやるというのは大変なことだと思うよ。またぜひ工夫してみてください。

和田建築住宅課長

いずれにいたしましても、この過程においては、ある時期に家賃の収納を努力しなければいけなかったと思います。ただ何もしないで時効になってしまったわけではないと思います。丹澤委員のおっしゃるとおり、法律的な仕事をやっていく上で、今後は手続的なことも含めて、なるべくそういう方法でできるかどうかの検討をしながらやらせていただきたいと思います。

(時効の中断について)

皆川委員

今の丹澤委員の関連ですけど、さっき65%は退去している人だと言っていましたね。では、残りの人は、時効の経過した人もまだ住宅に入っているわけですか。

和田建築住宅課長

はい。

皆川委員

そういう人を入れておく理由はあるのですか。要するに債務を自分で消滅させたでしょう。そういう人もまだいられるわけですか。

和田建築住宅課長

はい。県営住宅の家賃を滞納している方たちが大勢いる中で、先ほど私が説明しましたけれども、4億55万円余の35%、1億4,000万円ほどの滞納をしている方は現在も入居をしております。県営住宅そのものが福祉的な意味合いのある住宅になっておりまして、ここを出て、行くところがない方が多いこととございます。現在、滞納が12カ月以上の方たちの中で、病気をしているとか、保護をもらっているなど、そういう人たちを除いて払う認識がない方に対しては、明け渡しと支払いの訴訟を起こしておりますけれども、それ以外の年をとって収入のないような方たちにつきましては、入れていただく努力をしております。すぐに出ていってくださいよということが言えない状況でございます。

皆川委員

今、福祉的な理由でここへいる人も、居直って、居座っていられるということですね。福祉的な理由だからといって、払わないで、またさらに5年、10年でも退去しない。それはちょっと違うんじゃないかと。要するに、バランスということですよ。

それから、時効については途中で請求すると中断されるのではないですか。それを聞きたいのですが。

和田建築住宅課長

時効の中断ということですが、消滅時効は5年、10年とございまして、その間、相手側が言ってこない状況にあるときに、こちらのほうから請求して1回で

も支払いに応じると、そこからまた5年、10年となります。

皆川委員 　　では、常に請求して中断すれば、時効による債務の消滅はないのではないですか。どうなのですか。

和田建築住宅課長 　こちらのほうからは、その対象者に対しましても支払いの督促、催告をしていますが、相手側からの支払いがないということでございます。

皆川委員 　　今の説明では、ただ請求したり催告することでは中断事由にならないということですか。

和田建築住宅課長 　そうです。

皆川委員 　　相手が応じた場合だけがなるということですね。では、居座ってればどんどん時効が成立してしまうね。

和田建築住宅課長 　私も法律の専門家でなくて全く申しわけないのですが、ここに消滅時効の援用、中断の方法というものがありましたのでそれを読ませていただきますけれども、時効の中断とは、それまで進行してきた時効の期間が振り出しに戻ることで、これは民法の147条だということです。具体的には、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、債務者の承認、訴訟の提起、支払い督促などがあるということです。口頭や請求書で請求した場合、その後の6カ月以内に差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、訴訟の提起、支払い督促をすれば、6カ月間時効を延ばすことができます。延ばすことのできるのは一度きりだそうです。

(休 憩)

(経済財政会議について)

小越委員 　　3部にわたっておりますので、質問事項が多岐にわたることを御容赦ください。まず、知事政策局にお伺いします。

経済財政会議を5回開催とありますけれども、この会議は定期開催なのでしょうか。時期と、それからテーマはどのように設定されているのかお伺いします。

八木政策参事 　回数につきましては、定例というよりは年8回から5回を予定しております。平成20年度につきましては5回開催をいたしました。それから、テーマにつきましては、その都度県政の重要な課題等について、次期開催を目指して協議しながら決めております。

小越委員 　　その年8回から5回ですけど、平成20年度は5回だったというのには理由が何かあるのでしょうか。それで、開催時期がその都度というのはどういう時期を見計らって、どういうテーマでやっているのでしょうか。

八木政策参事 　それぞれ委員になっている方は県内の各界各層の有識者でございまして、時間的にも会議が2時から4時と制約をいたしますので、なかなか日程調整がしづらいということで、昨年は5回開催をさせていただきました。第1回目が5月13日、それから、第2回目が7月30日、第3回目が9月4日、第4回目が10月23日、第5回目が2月16日です。

それから、第1回目のテーマにつきましては、平成20年度の行財政運営、そ

れから、産業振興、経済の活性化の推進、2回目の7月30日につきましては行政改革大綱の取り組み状況、第3回目につきましては本県の経済の現状と今後の対応、第4回の10月につきましては平成21年度の県政運営の重点方針等、それから、第5回の2月16日につきましては総合的な環境対策ということで、5回開催をいたしました。

小越委員 有識者の皆さんだとは思いますが、議会の前にやったり、10月には平成21年度県政方針ということで、議会と経済財政会議との関係はどのように位置づけてお考えなのでしょうか。

八木政策参事 特に議会との位置づけというよりは、大体2カ月に1回くらいのペースで開催をしたいと考えております。

小越委員 経済財政会議が先に先行して、その後議会が追っかけているのかなという雰囲気はなにもあらずだと思って、お伺いしております。経済財政会議はあくまで諮問というか、審議会で、御意見を伺う会議だと思っています。その位置づけが県政にどのくらい比重を占めているか、やや不安なところがあります。

(ひざづめ談議・クイックアンサーについて)

次に、ひざづめ談議のこととクイックアンサーのことについてお伺いします。クイックアンサーは331件とお伺いしましたがけれども、平成19年度と比べてふえているのでしょうか、減っているのでしょうか、件数。

堀内広聴広報課長 クイックアンサーの件ですけれども、19年度に比べて20年度は減っております。300件強が20年度でございます。

小越委員 19年度は何件だったのですか。

堀内広聴広報課長 19年度は500件を超えております。

小越委員 19年度は500件で平成20年度は331件、半分とは言いませんけどかなり減っていると私も思います。

そして、ひざづめ談議を20回、これは平成19年度より多くなっているかと思うんですけど、20回328人ということで、このテーマの選定はどのようにされているのでしょうか。それから、参加者の選抜というか、選考方法はどのようにされているのでしょうか。

堀内広聴広報課長 ひざづめ談議の参加者につきましては、業界団体や市町村などと相談しながら、テーマにつきましてもそういったところの要望などを受けながら調整をしております。

小越委員 クイックアンサーも、半分というか、かなり減っています。ひざづめ談議は、業界と市町村ということで、これは県政が開かれたと言っていますけれども、一般の参加者は受け付けられないんですね。何をやっているのか、あすとか、1週間後、2週間後にありますというのはだれも知らなくて、ひざづめ談議が終わった後、これが開かれたテーマでございましたというんですが、選ばれた人しか来れなくて、一般の人は行けない。私も一回行こうと思ったのですが、ほかの方はだめだと言われて、中にも入れず、そして市町村担当者も話ができず、その呼ばれた人だけが話をして段取りよく終わったという感じでした。

これでいきますと、このひざづめ談議が、開かれた県政の一番だと私は思えないです。業界の方や市町村等、知事の選ばれた方々と話をしている、選ばれたテーマだけでやっているということですけど、こういうことを知事に直接話をしたいと思っている県民はいっぱいいると思うんです。クイックアンサーも減っていますよね、なぜか。やっぱり開かれた県政よりもだんだん選ばれた人だけの話になっているのではないかと私は危惧しています。ひざづめ談議は、ことしもやっていますけれども、このまま選ばれた方と選ばれたテーマだけでやっていく方針なのではないでしょうか。県立病院のとき、タウンミーティングを知事が来てやりましたけれども、あれもちょっと不十分だとは思いますが、開かれたものであれば、もっと広く県民の方に、もっと自由に参加してもらって、時間は限られているかもしれませんが、そういう姿勢がないと開かれていないと思うのですが、いかがですか。

堀内広聴広報課長 ひざづめ談議をどういうテーマでやるかということについても、市町村と調整をしたり、業界といたしても、例えば子育てのグループですとか、いろんなところから情報を収集しまして、ひざづめ談議をしています。また、ひざづめ談議というのは、知事が20名弱の方としっかり会話を交わすということをメインとしておりますので、そもそも大人数でやるということは想定をしております。それから、県議の方には、地元でやるときにはお声かけをしている状況でございます。

小越委員 それはやっぱり開かれたものではなく、そちらがテーマに沿った方々を選んでいて、その子育てでいえば、もっといろんな方が御意見を持っていってほしいと思います。環境の問題でもそうだと思います。選ばれたテーマは、それなりのものをそのときそのとき選ばれていると思うんですけど、もっといろんな方々に声を聞こうという姿勢が見受けられないと思います。私も一回行きましたけど、お話はだめです、ただ傍聴だけですと。市町村の方もここに来た人だけがしゃべっていいですよ。時間になったら段取りよく順番に流れていって、終わりましたと。それはやっぱり、県民の声を聞いたとは、私は思えません。やはり県民の声を聞くのであれば、タウンミーティングがいいかはどうか分かりませんが、小さい市町村だったら首長さんが地区ごとに回って歩くかもしれませんが、知事はできないとしてもそういうことを考える、県民に直接話をし、直接聞くという機会を設けることがないが開かれた県政になっていなくて、クイックアンサーもだんだん減っていくのではないかと心配しているところです。

(住宅新築資金貸付金について)

次、県土整備部にお伺いします。

県土整備部の資料の住宅新築資金貸付金償還金、収入済み額に1億4,900万円あります。このことについてまずお伺いします。

住宅新築資金は同和対策事業の一環で行われてきて、15年度で終わっていると思うのですが、貸し付けたものの回収がまだ残っていると思います。20年度に1億4,000万円返していただいています、全部を完了してもらうにはあと何年かかって、幾ら残っているのでしょうか。

和田建築住宅課長 住宅新築資金につきましては、県下で甲府市、都留市、甲斐市は竜王町と双葉町、それから北杜市と、これだけの市町村で利用しています。償還残額は、甲府市が13億5,697万円余で、平成39年度までです。都留市は871万円余で平成27年度まで、甲斐市の竜王町分につきましては2,615万円余で平成35年度まで、甲斐市の双葉町分につきましては1,353万円余で平成26年

度までです。また、北杜市の明野村分につきましては、平成18年度に繰り上げ償還をしておりますのでありません。

小越委員 ということは、甲府市が残っていますから、平成39年度までこの償還の業務は続くと思われるのですけれども、これについては、窓口は市町村かもしれませんが、県にお返ししているという中では、県はこの滞納分の償還についてどのように督促や徴収方法をされているのでしょうか。

和田建築住宅課長 制度上からいきますと、県が市町村に補助を出している、貸し付けているものでございますので、県から直接的に滞納者に対しての督促等はしていません。

小越委員 例えば甲府市では、このお金を借りた方々で、毎年一円も償還していない方が87、8人いらっしゃいます。1億数千万だと思えるのですけれども、それを、結局何十年も払っていない方がいっぱい残っていますから、甲府市が利子もつけて県に立てかえ払いをしています。それは市民の税金から払っています。そういう事実についてどう思いますか。

和田建築住宅課長 先ほど同和対策ということでお話がありました。いろいろな事情により、なかなか住宅が持てない、そういう方たちがいたので、住宅政策の中で、住宅が持てるように補助を出したと。しかしながら、この制度そのものが直接、市町村の事業として行っておりますもので、県もそれに対して貸し付けをしたということでございます。滞納者に対しての考えを聞かれているわけでございますが、この制度は初めがそのような考えで市町村にというものでございますので、市町村のほうで努力をしていただくという気持ちでございます。

小越委員 先日の税金の問題では、市町村税でありますけれども、税金の収入が低いところを県と一緒にやる、地方税滞納整理機構をつくって市町村と一緒にやると言いました。この問題も同じではありませんか、考え方でいくとね。市町村がやっていることだけど、これだけ未済があるんですよ。それも、一円も払っていない人がたくさんいるんですよ。市町村の担当者は非常に苦慮し、本当に困っています。だけど、県に返さなければならないから、税金で穴埋めして全部立てかえてここに払っています。だったら、滞納整理機構の問題と同じ考え方でいくのであれば、これこそ県市一体となって滞納整理をするべきではありませんか。いかがですか。

和田建築住宅課長 税金の滞納とはちょっと違うと考えておまして、あくまでも制度上では市に貸し付けたものでございますので、県からという考えはございません。

小越委員 そういうところが都合のいい解釈だなと私は思っています。本当に市町村は大変な思いをしています、甲府市も。これこそやはり県市一体になって回収すべきだ、差し押さえも含めてやるべきだと、私は思っております。

(県営住宅の維持管理について)

次に移ります。県営住宅の維持管理の問題です。

包括外部監査によりますと、県営住宅の遊具点検を20年3月5日に実施した結果、D判定を受けたものが76件あり、大至急やるべきだというのが26件あったと。その次、レベル2、3も含めていうとかなりあるのですが、20年12月17日現在、5件しかやらなかったと。ほかはどうなっているのでしょうか。

和田建築住宅課長 そのようなことが監査で指摘されたことは承知をしておりますが、住宅公社のほうでことしの3月までにはすべて修繕を終えているということでございます。

小越委員 1、2、3のレベル、全部修繕が終わっていると、それは土木費の中でいきますと、住宅のどこに入るのでしょうか、金額は。

和田建築住宅課長 内容的には、住宅公社へ委託をしている5億5,000万円ほどの委託料の中に入っています。

小越委員 決算書の土木費、住宅費の中に入っているということですか。すると、決算でいくとそれは幾らなのか。それを教えてもらいたいです。

和田建築住宅課長 決算報告書の117ページに住宅総務費がございます。委託料が5億8,595万円余になっていますが、この中に建物の修繕費等がありまして、この中に入っていると思います。

小越委員 幾らですか。

和田建築住宅課長 済みません。その細かいところまで出ている資料を持っておりません。

小越委員 では、後でその資料をいただきたいと思います。

いずれにしても、包括外部監査で点検をされないと、こういう問題は出てこないのでしょうか。ここに、ブランコやシーソーなど子供たちが日ごろ遊ぶものが大至急のレベルで31基出ています。いつもの点検はどのようにされているのですか。

和田建築住宅課長 シーソーやブランコ、鉄棒といった公園等の遊具と同じものが県営住宅の中に、必要に応じて設置されているわけですがけれども、これまでの事故等を見ますと、点検がうまくいってなくて足元がさびていて折れた、指を挟んだ、倒れた、そういった事故が多くございまして、毎年住宅公社のほうにお願いをしながら点検等を行い、維持管理をしてきたということだと思っておりますけれども、たまたまその辺の状況が、工事の発注等がおくれたためにできなかったのだろうと思っております。

小越委員 ここには、業者より平成19年度遊具点検結果に基づき、Dランク補修、最優先順位をつけるとあり、これは20年4月1日現在、一番最初ですよ。この包括外部監査でいうと、20年の12月17日現在5件しかやっていないです。その後、課長は全部やり切ったと言うのですが、そもそもこの4月1日時点でこんなに大変だと言われているのに、12月までに5件しかやっていない。その後、残りのかなりの件数、70件ぐらをやったということになってはいますけれども、日ごろの点検は住宅供給公社がやっているのです、これはもし事故があっても県は責任がないと、そういうことでしょうか。

和田建築住宅課長 責任は県に、建築住宅課にございます。そのように感じておりまして、今、お話をされていることにつきましては、どのような内容でそうなったかということも考えまして、全く申しわけございませんが、結果として3月までに直っていたということですので、今後はそういうことのないように、県としましても、発注する機関側である、公社に対して早急に対応するように指導していきたいと思

ます。

(高規格道路について)

小越委員

次に、道路のことでお伺いします。

県土整備部の細かい決算書は全然わからないので説明を求めたいのですけれども、説明資料のところでは分けてあるかもしれませんが、例えば西関東連絡道路にかかった経費というのは、県土の6ページのところ、それから、県土の7ページの上と下、この3つを足せば西関東連絡道路に昨年支出した金額ということでしょうか。また、新山梨環状道路のためにかかったお金も、この3カ所を足せばいいということでしょうか。

上田道路整備課長

西関東連絡道路、それから、新山梨環状道路についてですが、それぞれ国の道路橋梁建設費、それから、県の単独事業である橋梁整備費等も一部入っておりますので、その中の一部がおのおの入っているということです。個々にこれが幾らということではなく、ほかの事業もございまして、それを合わせた額で掲載されているということでございます。

小越委員

県土6の、例えば道路橋りょう総務費の新山梨環状道路の整備4,136万5,000円と書いてありますよね。右側の県土7のところの新山梨環状道路の整備、そして下の新山梨環状道路の整備、ここには「等」が入っていないので、この3カ所を足すと、新山梨環状道路、または西関東連絡道路にかかった経費になるということですか。それを聞きたいのですが。

上田道路整備課長

そのとおりでございます。特出しで出してございますので、そこです。

小越委員

そうしますと、西関東連絡道路は9億7,000万円ぐらいで、新山梨環状道路は30億2,000万円近くなると思います。それから、繰り越しのところはこれではわからないのですけれども、この繰り越しの中に、地域高規格道路、道路橋梁費とあり、具体的名称は書いてないのですが、西関東連絡道路と新山梨環状道路は幾らずつ入っているのでしょうか。

上田道路整備課長

西関東連絡道路は単発でございまして、たまたま事業決定がされたのが21年3月で、20年度予算で県としては計上しておりましたけれども、国の新しい交通需要予測に伴って内示されたのが21年3月、もう年度末でした。そのときに出された数字が3億3,000万円という数字でございまして、結果的には全部21年度に繰り越したわけです。

あと、新山梨環状道路につきましては、国の予算のうち、金額そのものは今、手元に数字を持っておりませんが、全額をほとんど使ったはずですが、こちらのほうも一部繰り越しています。

小越委員

金額はわからないということですか。

上田道路整備課長

細かい数字はわかりませんが、成果説明書でも説明されたように、事業は完成して全線開通にはなりましたが、さらに成島地区の残務整理等がございまして、そこについて一部繰り越したと記憶しております。

小越委員

この問題について、高規格道路が本当に必要かというのは、必要などころもあるかもしれませんが、西関東連絡道路についての一部事業採択が遅くなり、事

業延期になったことも含めまして、今後の道路整備の問題としていかがなものかと思っています、また後で質問します。

(不要額について)

次に、決算の立て方、考え方ですけれども、土木費の決算書を見ますと、例えば、決算書111ページ、河川整備費、この前の道路橋梁費も含めて、いわゆる国の補助事業にかかわるものだと思うんですけど、道路維持、道路橋梁費、道路整備費、それから、河川改良、河川整備費、砂防関係、ここが、不用額ゼロとなっているものが多くなっています。それで、先日、出納局のほうから20年度の国庫支出金の償還金の内訳をいただきました。県土整備部がこの20年度決算で、国庫へ返したお金は、3件で、道路整備課と治水課2件になっているのですけれども、今回、この20年度決算書での不用額はゼロになっています。20年度決算で国庫に返す金額はもう出ているのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 県全体の決算の中には、国庫へ償還したものは入っております。

小越委員 では、まずこの不用額がゼロということはどういうことなのかをもう一回聞きたいのですけれども、これはきっと国の補助事業でつくっているものですが、不用額がゼロになるということは全部使い切ったということでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 不用額がゼロということで、どうしてゼロの決算になるのかということだと思いますが、これは当初予算から、内示決定があつて、そして、9月補正、あるいは2月補正で、すべてその内示のあったものに合わせて予算の減額補正、増額補正をしております。そして、執行したものの残りについては翌年度に繰り越すという手続をとっております。そのために、不用額とすればゼロということになります。

小越委員 そうしますと、繰越明許があるもの、事故繰越があるものでも、入っているものがあります。だけど、例えば報酬、給料、職員手当、いわゆる事務費のところは使い切ったということになっているところがほとんどだと思います。ほかのところも全部ゼロのところもあります。河川整備費に至っては全部ゼロですよ。ということは、国の内示決定を受けたら、それに合わせてまず工事などの払うものを払い、繰越明許を立てて、残りは事務費に全部充てしまうのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 事務費につきましては、全体の事業費のうちの何%ということで、国のほうと協議をして額を決めます。したがって、その残りは工事費ということで、工請なり委託料という形で使います。そのために、工事費として使った残りは事務費ということになるわけですが、全体の事務費というのは、ここに書かれている公共事業の事業経費で支払う事務費以上の事務費が支払われております。したがって、公共事務費の中から支出できる事務費の額というのは一定の限度に制限されておりますので、その額を払います。そして、足りない分を県単事業の事務費から払います。そして、最後に一般の事務費を充てるという形で決算をしますので、公共事務費、あるいは県単事業の事務費については不用額ゼロという形で決算されることになります。

小越委員 ということは、国の補助金の中で内示決定をされて工事に充てて、その事務費は本来必要な事務費よりも少な目にしか来ないということ、それ以上に事務費はかかっているという認識で、全部とにかく国の補助金をまず一番先に入れて、それでその後に足りなかつたら県から出すという、国の補助金をまず最優先に入れて

るという考えでいいんですよね。

吉澤県土整備総務課長 国の事務費は、事業費のおおむね7%から0.5%の金額に応じて決められております。したがって、それだけでは全体の事務費は賄い切れませんので、公共事務費をまず充てます。そして、足りない分を県単公共事業で充てて、そして残りを一般の事務費から支出するという形で、基本的には事務費を支払っております。

小越委員 そうしますと、今度の決算でいきますと、道路橋梁総務費、これは人件費が入っているかと思えますけど、道路維持費や道路橋梁建設費の不用額が、来年度決算や再来年度決算になるかもしれませんけど、国に返す、返還する金額に当たるといえることですか。

吉澤県土整備総務課長 国に返すという意味ですけど、国庫支出金で受け取ったものを返す場合には、不適正に支出した場合などに返すということであって、そもそも国から内示をされて入ってくるお金というのは、返すという意味合いではなくて、その額については国の内示がなかったということでもあります。ですから、返すという表現は適切ではないということです。

小越委員 返すものはないという確認ですけど、出納局の平成20年の国庫支出金等償還金の内訳の中に、道路整備課の平成19年度完了道路局所管国庫補助事業費確定後の変動とあり、748万円、治水課が11万3,000円、治水課がもう一件1円とあります。そうしますと、この返還とか返納金というのはどういうものなのでしょうか。

上田道路整備課長 今、小越委員の言われた748万1,513円ですか、これの国への償還ということだと思いますけれども、この内容につきましては、平成19年度の事業で若彦路へ行く道路の工事ですけれども、実は、契約をいたしまして、それにのっとり、40%の前払い金を払ったわけです。ところが、その請け負った業者が20年度になりまして自己破産したということがございます。自己破産したときに、前払い金の40%を超えていけばそれはいいわけですが、十何%のところまで自己破産してしまいました。ところが、前払い金40%は国の補助事業ですから、その国の負担分だけは支払っていただいたということです。その結果は、20年の結果として出てきていますので、それを固めるのが21年6月30日です。そのときになって初めて、支払い過ぎた国の補助金が入っているから、それについては当然返さなければならぬということで、国の補助分、この場合55%に当たる部分が748万1,513円になりますけれども、これを返還せざるを得なくなったということがございます。

(土木総務費委託料について)

岡委員 決算書、土木費の107ページ、13節の委託料が5億8,300万円ほどありますが、その内容をお示してください。

吉澤県土整備総務課長 委員がお尋ねの委託料ですけど、決算書で5億8,300万円となっているかと思うんですが、この内訳につきましては、例えば登記事務の促進費や、公共事業総合管理システムということで電子入札の保守管理に伴う委託料5,900万円など、土木総務費に係る委託料以外の県土整備部内の道路関係あるいは河川関係等の共通する事業、こういったものが入っております。

お手元の説明資料の県土5ページでございますが、下のほうに、土木費、土木総務費ということで、支出が46億1,500万円ほどございます。この中に、生活関連土木施設整備事業であるとか、県土整備部の6ページのほうに市町村合併の社会基盤整備事業ということで12億8,700万円という数字が出ております。そういった道路あるいは河川の調査委託にかかわる委託料等がその中に入っています。

岡委員

例えば、先ほど来から出ておりますように、道路橋梁費やあるいは河川管理費などというところの委託料というのはわかるんですね。しかし、総務課における委託料というのはなかなかわかりづらい部分がございます、できましたら資料をいただきたいと思います。

そのことは、監査委員の指摘の中の7ページですけれども、財産についてというところで、公共事業等に伴う取得用地のうち未登記のものが、当年度取得分550筆を含めて4,100筆と、このような形で御指摘がされています。これについて、なお一層努力してもらいたいという言い方がされているわけでありまして、今の中の部分で、5億8,000万円のうち5,600万円ばかり明許繰り越ししてしまっていて、この辺についてどうなっているのかということなのですが、幾筆ぐらいのうち550筆が残されているのか、その辺も含めて教えてください。

吉澤県土整備総務課長 今の委託料の中には、登記事務促進費の委託料ということで1,290万円ほど入っております。この内容の詳細については用地課でないとわかりません。

岡委員

委託料の中身については、また資料をいただきたいということでお願いしておきますから、何千筆のうち550筆が残ったのかということが1つと、それから、その累積が4,100を超えているという言い方がされて、未登記の解消に向けてなお一層努力されたいという御指摘がされているわけでありまして、その辺については、なぜ明許繰り越しなどがありながらもこういう形でできなかったのかということをお聞きしたいのですが。

望月用地課長

本県での過年度未登記が二千何百件かあるわけですが、大体未登記の主な原因としては、相続の関係や共有物など、なかなか登記ができないような事情がありまして、そういったものが未登記として残っている形になっております。

岡委員

監査委員の指摘を受けてどう取り組んでいこうとされておりますか。

望月用地課長

各事務所で囑託の方々に未登記解消に努めていただいているわけですが、勉強会等もしまして、なるべく未登記解消にみんな当たっているといった形です。

(主要施策成果説明書について)

丹澤委員

きょうは知事政策局長さんが来ているから話すのですが、主要施策の成果説明書を出してもらっているが、それぞれの委員からもっと成果がわかるように書いてもらいたいという意見が出ています。これは地方自治法に定められた成果説明書で、どの程度書けばいいとかと書いてないからこの程度に書いているのかもしれないけれども、これは実施報告書みたいなもので、成果そのものはよくわからないです。

(映像産業の誘致について)

観光の映像産業の招致推進が244万5,000円ということで、ことし実施しているわけですけれども、成果説明書を見ると、誘致件数が143件とありま

す。私はこの間東京の独立系の映画関係の人と会ったときに、山梨県は近くて田舎、スタッフを大勢連れてくるにしても経費がかからなくていい、日帰りができるということで、山梨県って魅力いっぱいですという話をしたけれども、この143件というのはどういうものだったのでしょうか、中身は。成果説明書の118ページですね。

八巻観光企画・ブランド推進課長 昨年主な作品でございますが、映画であれば今上映中の「BALLAD」という映画で、主人公以下、現代から戦国時代にタイムスリップしてしまう物語や、テレビであればフジテレビで「裸の大將」のスペシャルドラマ、あと、旅番組、TBSの「知っとこ！」や、フジテレビの「もしもツアーズ」などで、映画、テレビ、旅番組などを含めて143件でございます。

丹澤委員 映像産業に取り上げてもらうということは本当に大きなことで、南アルプス天然水、あれはサントリーでしたか、北杜市という名前が最初は入っていませんでしたが入るようになった、多分県のほうで申し入れをしたのだらうけれども、すると、私たちもあの場所はどこですかと言われますが、さあ、どこでしょうかという程度のことです。せっきくサントリーが全国的にやってくれているわけですから、大いに活用する。例の比内鶏と「一番搾り」、明太子と「一番搾り」などというように積極的に取り上げることが非常に大切で、どういう体制でどうなっているのか、本当はもっとたくさんできるのかできないのかわかりませんが、ぜひもっと努力をしてやってください。

(道路関係事業の不用額について)

大沢委員 1点だけ聞きます。県土14ページです。不用額というのがよくわからない。道路のことについては、本会議の代表質問あるいは一般質問で相当の議員さん方から道路を何とかしてくれ、あそこを何とかしてくれ、直してくれというようなことがあるのですが、ちょっとした道路の修繕などは、予算がありませんからできませんという。不用額というのがかなり出ているんですね。この不用額というのはどういうものですか。

川崎道路管理課長 大体不用額というのは請負差金によると思います。道路管理課の場合、箇所数が多いという中で、一つ一つ予算を組んでやっていくわけですが、その中で受け入れ差金が出る場所があります。そのまとめたものがかなり大きなお金になっていきますけれども、必要なものを取った中で残ったものが差金として不用額になってしまったということでございます。

大沢委員 一般的にはそうでしょうね、大体がね。例えば、道路の続きを直してくれというときにも、それ以上金がありませんからというんです。予算がないからというから、本当はないと思っていると、今言ったような不用額が、こう出てくるんですね。それで、翌年度にやるかと思えばなかなかそうはいかないので、不用額という言葉がよくわからなくなる。ぜひ、不用額が残らない、出ないような設計や工事などをしてほしいと思います。

川崎道路管理課長 この中にもありますけれども、道路管理課の場合、除雪というのがあります、たまたまここ1、2年雪が少なくて不用になっています。2月の終わりから3月中旬はまだ大雪が降ります。そういう、お金をある程度とっておかないと対応できないというような中で、3月の中旬、後半にまでお金を使わなければならないことがありますので、余ったから全部使ってしまうということとはできません。な

るべくとっておくという形で、最後に不用になってしまうということがあります。ただ、繰り返しますけれども、3月中旬などに雪が降ったときに、ないからやらないというわけにはいきませんので、その辺で不用額になっている部分がありますのを御理解いただきたいと思います。

大沢委員

その答えを待っていたんですよ。というのは、雪が降って滑って事故を起こした、早く直してくれという話があり、もう2年たったけど直っていないですよ。だから、そういうためにとってあり、不用にしたと思うんだけど、事故が起きてもやらない。それで、もう一カ所は、事故が起きそうなんだよと、あそこは溝を何とかしなければいけないと言っているけれども、2年たってもまだやっていない、お金がありませんと。だけれども、今言ったようにそのためにとってある不用額なのだから、それでやればいいじゃないですか。どうしてやらないのかなと思って。そうすると不用額とは何かということを知りたいんです。雪などのときに使いたいというのだったら、そういうときに使えばいいじゃないですか。そこで言うんですよ。その辺は今の答弁にあったとおりにぜひやっていただきたい。お願いします。

川崎道路管理課長

お金をとっておくということを説明させてもらったわけですが、悪いところ、危険なところは調査をよくやりまして対応していきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

主な質疑等 商工労働部、警察本部関係

(雇用対策について)

小越委員

商工労働部に、まずお伺いします。

私の勘違いだったら申しわけないのですが、雇用対策で昨年度大変な状況になって、年度内に緊急雇用対策で直接雇用や委託の雇用などは何もしなかったのでしょうか。

中澤労政雇用課長

平成20年度の雇用対策につきましては、昨年秋以降急速に景気が悪化して雇用情勢が悪化したものですから、そういった状況に対応するために、20年度中に行うつなぎの対策といたしまして、技術習得を支援し、正規雇用を促進する事業、県による直接雇用、それから、合同就職面接会の開催などをしております。これらにつきましては、特別交付税によります予備費をもって対応している事業でございます。

小越委員

合同説明会ということは、県の直接雇用というものがたしかあったと思うんですけど、この主な政策、主要課題など、どこに書いてあるのでしょうか。

中澤労政雇用課長

先ほど申し上げましたとおり、予備費を充用して執行しましたので、商工労働部のところには出てきておりません。

直接雇用は、公共土木施設の環境美化等で30人、それから、事務補助等で22人ということで、延べ52人雇用しております。

小越委員

それは、主な成果説明書のどこに書いてあるのでしょうか。合同説明会など、いろいろあったんですけど、県の緊急雇用は年度内の中でたしかやったと思いますが、それはこのチャレンジ山梨の総合成果説明書の何ページに書いてあるのですか。

中澤労政雇用課長 主要施策の成果説明書では、昨年度は雇用対策について触れておりませんので、これにつきましても記載はされておられません。

小越委員 これに載せないということ自体が、雇用対策を余りに考えていないということだと思います。私は何度も見たんですけれども載っていませんでしたが、たしか2月補正前に直接雇用も含めてやったと思います。県の雇用に向ける姿勢がここに書いてないということ自体が、なぜ載せないのかと私は思います。ことしは違うかもしれませんが、去年の決算を見る限りでは去年の時点では余りに考えていなかったなということ、ここの説明書にもないということを見て、思いました。余りにも、これはどうかなと思います。

(産業立地について)

違う質問に行きます。もう一つ、産業立地の話です。産業立地を進めたというお話があったのですが、昨年度は、企業立地が何件あって、19年度と比較してどうか。件数をまずは教えてください。

高根産業立地推進課長 昨年度の立地件数は21件です。

小越委員 19年度と比べては。

高根産業立地推進課長 19年度は20件です。

小越委員 それで、19年度が20件、20年もほとんどほぼ同じだと思うんですけど、ことしになってから去年のリーマンショック以来大変になってきていると思います。20年度も力を入れたのに19年とほぼ同じだった、それはなぜだったとお考えでしょうか。

高根産業立地推進課長 我々の課ですけれども、県内の企業を回りながら、企業の需要をできるだけ聞きまして、それを産業振興に結びつけようということによってやってきております。1つはそういう日常的な活動が企業立地件数に反映したものではないかと思っております。もう一つは、全国的にリーマンショック以前というのは景気がよかったということもあります。そういう点が兼ね合って20件、21件という実績になったと考えております。

小越委員 ということは、昨年度の上半期と下半期でいきますと、立地の状況は大きく変わってきたということですか。

高根産業立地推進課長 20年度というのは21件が、前半のほうは13件という形で多かったんですけれども、ほぼ通年通せば同じような内容ではなかったかと理解をしております。

小越委員 では、19年度も20年度も上半期は13件くらいで、下半期7件。19年と20年度、件数も同じだし、それから、上半期、下半期、余り変わりなく、ここ2、3年このような感じで、21年度はもう大分過ぎていますが、これからもうそういう方向、見通しでしょうか。

高根産業立地推進課長 立地件数ですけれども、昨年9月以降非常に県内立地件数が冷えてまいりまして、2週間ほど前ですか、立地件数が新聞で公表されたと思っておりますけれども

も、ことし、21年度の上期、1月から6月までの立地件数というのは7件で非常に落ちております。

小越委員 そうした中で、昨年度、産業立地にかかわる促進助成金は3件で4億円余、そして雇用は162人くらいという認識でよろしいでしょうか。

高根産業立地推進課長 昨年度の産業集積助成金の実績ですけれども、2月補正で行いました1件です。ことしの当初で3件計上しております。

小越委員 よくわかりません。20年度決算でいくと、産業立地促進助成金は何件出して幾らで、その会社では雇用は何人ふえたんでしょうか。いつ出したか、日にちと、その日程とか、期限ですか、期日のところをしっかりとしてもらわないとずれてしまいますから。

高根産業立地推進課長 昨年度の産業集積助成金の交付件数ですけれども1件で、場所は上野原市の東部工業団地内に進出をしました宮坂醸造という会社です。金額ですけれども、ここにありますが5,377万円です。

小越委員 私のいただいた資料によりますと、明和電機さんやオプト笛吹工場は、交付日が平成20年4月15日といただきました。宮坂醸造さんは21年4月22日となっておりますが、そうではなくて、21年4月22日交付だけど、20年度決算では宮坂醸造さんだけの決算を打ったということでもいいんですね。そうしますと、その前の分は19年度で、その後の平山ファインテクノさんは21年度に入れているんですね。20年度の産業集積助成金は1件で、5,300万円、70人ですよね。

 そうしますと、先ほどの企業立地のところでだんだん少なくなっていると。この助成金はその投下資本に対しての、当初の雇用条件でこの金額が決まってくると思うのですが、19年、20年、そして、ことしは減っていますけれども、この助成金があってもなくても余り変わらないのではないのでしょうか。この助成金があったから宮坂さんが来たというよりも、宮坂さんがやりたいから来たというだけで、その助成金が呼び水となったとは受け取れないのではないのでしょうか。

高根産業立地推進課長 企業立地件数と、もう一つ、産業集積助成金について簡単に説明しますと、企業立地件数というのは土地を取得した時点の件数が上がってまいります。産業集積助成金というのは、企業が操業しまして、投下した固定資産を確認した上で交付をしております。ですから、時間的なずれが出ます。ということで、企業立地件数が多いから即産業集積助成金に結びつくというものではありませんで、産業集積助成金というのは立地件数から2年か3年後に出てまいりますので、今回のようなケースも出てまいります。

 もう一つは、効果がないという御質問だったのですが、我々のほうでは企業を回るときに、山梨県としても市町村と一緒にあってこういう助成金を設けておりますというような形の中で来ておりまして、これが1つの本県に企業が来ていただけの呼び水になっていると考えております。

小越委員 呼び水になっているのであれば、昨年度もっといっぱい来てもいいはずですよ。でも1件しか認定されなくて、そうなりますと、このお金を出す必要があるかどうか疑問だと思っています。相関関係がないと思うんです。私はそう思っております。このままでいきますと、投下資本が多ければ多いほど、雇用的人数

がそんなになくても金額が出ていくんです。それは、企業にとってみれば、投下資本に対するお金が、助成金がいっぱいあるかどうかよりも、ことしになりまして上半期の分は7件と少なくなっていることは、今の経済状況、景気の低迷の中で来なくなっているのであれば、やっぱりこの助成金があるから来るとか来ないとか、これがふえるというわけではないと私は思っています。

(産業集積助成金の雇用対策効果について)

そこで、例えば、今まで助成金を出してきた企業が15、6社あると思いますが、産業集積助成金を出してきた会社での、昨年度の雇用の状況です。非正規労働者の解雇、いわゆる首切りは、どのくらいされたのか、つかんでいらっしゃったら教えてください。

高根産業立地推進課長 幾人首を切ったかという数字はつかんでおりません。我々のほうでは、企業に入っていただきまして、現に何人雇用しているかという形でつかんでおりません。今までも説明しておりますけれども、17社に対して産業集積を交付したときの雇用人数としては752人です。その企業の方々が創業して、ふえている雇用者数は195人ということで、17社全体で947人という人数になっております。ですから、雇用のほうも着実にふえていると理解をしております。

小越委員 これは、この会社の中で一人も首を切った会社はないということですか。その人数ではなくて、そこにいた人が首を切られたのであれば、新たに2人入ったとしても首を切られた人の生活は成り立っていかないわけですよ。その15、6社の中で一人も、非正規労働者、正職員も含めて、首を切った会社はないと言っていいでしょうか。

高根産業立地推進課長 個々の企業につきましてはいろんな経営の内容がありますので、場合によっては経営が苦しいということで人を減らしているところもあります。例えば、2名等減らしているところもあります。ある企業においては、経営の拡大に伴ってふやしているところもあります。ということで、総人数として、先ほど説明した195人がふえています。

小越委員 全体ではなく、個々の会社の中でその人たちが首を切られたらどうなるかということを見てもraitたいんです。それは産業立地室だけの問題ではなく、労政雇用課を含めて、県全体で非正規労働者の問題をどう考えるかということをもまずお伺いしたいです。

私は予算委員会のときに聞きました。知事は、非正規労働者が正規労働者になることが望ましい、非正規から正規への流れが社会的に進み始めており、県としてもこの流れを助長するように努めたいと答弁しました。私の質問に知事が直接答えました。では、この知事の表明のもと、非正規から正規へという事業は、昨年度どういう事業をして、どのくらいお金をかけて、どのくらい的人数が非正規から正規へ移ったのでしょうか。

中澤労政雇用課長 県では、さまざまな事業を通じまして、非正規雇用という方ばかりではなくて雇用全体が回復するようということに取り組んでおります。具体的に申し上げますと、先ほどありましたつなぎの対策等もございまして、それから、求職者の職業能力を上げるための職業訓練もございまして、また、そういう企業と求職者を結びつけるための面接会の開催等をしていまして、そういったさまざまな事業をしておりますけれども、個々に何人が非正規から正規になったかというような点につきましては、なかなか把握のしようがないもので、把握はしておりません。

小越委員 知事はそうしたいと答弁したんです。それを受けて、本当はこれは労政雇用課だけではなく全体の問題ですけれども、では、どんなことを考えたのですか。知事が予算委員会でそう言ったのを受けて、20年度予算の中でどういうものを考えて、非正規から正規への事業というものを考えたのか、その政策過程の考え方のところは、まずどうですか。

中澤労政雇用課長 先ほど申しあげましたとおり、求職者が仕事につくためには、まず、職・求人自体を確保することが必要でございます。求人確保するためには、まず、企業が元気になっていただいて、雇用情勢が回復するということが、これが一番基本的な解決につながろうかと思っております。先ほど申しあげましたとおり、職業能力を開発して、それぞれの求職者が能力を身につけて正規の仕事につきやすくすること、それから、求職者と企業等を結びつける場を設けるということ、こういったことを対策としてやっています。そういった点につきまして、県としても取り組むところでございます。

小越委員 これで終わりにしますが、何も考えていなかったと思うんですね。というのは、そのようにさまざまなことをやったというけれども、今までと同じことをやっていたわけですね。昨年度は、知事の予算委員会の表明のときと比べて、それよりも物すごく大変なことになりました。非正規労働者から正規労働者だけではなく、非正規労働者があんなに解雇されていく中で、県は何を、事業をしていたのか。先ほどたしか直接雇用のところが150人と言いましたよね。そのくらいしか出てこないのでしょうか。

知事が最初、3月、4月当初言ったのを受けて、一番の対策の所管であります商工労働部の中で何も考えてこなかったとしか、今の説明を聞き取ることができません。それでは、知事は予算委員会の責任を果たしていないなと思っております。

以上で終わります。

(信号機のサイクルの調整について)

丹澤委員 時間がかかることは総括質問でやります。

私は県議会で当選したときに、友人が、警察署の前に「気をつけよう、甘い言葉と暗い道」と書いてあるときに、あれはああ読むんじゃないんだ、政治家にとっては、気をつけよう、甘い言葉と捜査2課、だから、警察に質問してはいけないと言われてきました。

警4のところの交通安全対策費16億円で、これは交通信号のことについてですが、直接これではないのですが。

実は、今、信号機というのはたくさんありまして、この間通勤途上のところで、どうも渋滞するほうの信号機の赤が長過ぎるのではないか、それを見てもらいたいといって規制課長さんに話をしたら、直ちに見てくれました。わずか10秒か20秒だったと思いますけれども、その長さを調整していただきましたら、全く交通渋滞がなくなったと。

私どもが、県土整備部のほうに、右折レーンをつくれとか、いろいろ言ってもなかなかできない。しかし、信号機をちょっと時間を調整してもらうだけで、この交通渋滞が緩和されるということですから、交通渋滞をしているところを見ますと、信号機が重なってあって、ここが赤で、その次に行ったら赤になってまたとまらなければならんと。甲府市内は交通管制センターがあってその調整をしているようですけど、郡部はそういうことはありませんから、全くばらばらに赤と

青になっていると。それが大きな渋滞の原因になっている。私たちも本当は要らないと思うところもたくさんある。でも、私たちが要らないというのは言いにくいことで、警察のほうで交通渋滞の解消をするという意味で信号機の時間調整をしたりするようなことは、もちろんしていると思うけれども、それをしていただけないでしょうか。

古屋交通規制課長 信号機のサイクルの関係でございますけれども、各住民の方から各警察署に連絡があったり、また、いろんな方からこの辺の渋滞があるので信号機のサイクルを見直してくれないかというような要望がございます。その際には、各署、または交通規制課員が行って、信号機のサイクルを調整する場合があります。そして渋滞を解消するというようなことは行っております。

丹澤委員 なかなか一般住民がそういうことを申し出るということはむずかしい。私も長いこと県庁に通っていても、こういう立場になったから初めて警察に対して言うことがある。今までは、こんな信号、向こうはがらがらで、こっち側はこんなに渋滞するのに何で直さないのかと思いつつも言えなかった。だから、それはやはり警察のほうで積極的に、パトカーが回っているわけですから、朝夕の交通ラッシュのところを見越して、見て歩かれたほうがいいと思う。

それから、もう一つ、この信号は何の役をしているのかなど。あれば便利ですよ。いつか警察の人に聞きましたら、信号機というのは、都市部へ流入する車の量を郡部で調整してくるという機能も果たしているから、全部うまく都市部の中へ流れ込むような流れになっていない、だから、そこであえて周辺部で渋滞を起こさせてという話を聞いたこともあります。中へ入ってくるとがらがらということがたくさんありまして、その周辺部でストップさせられている。だから、そのように要らないというものもきっとあると思うんですよね。ここは要らないかなというものは、積極的に警察署が見て歩いてください。私たちもなかなか言いにくい、住民に対してつくれつくれと言いながらここをやめろとは。だから、警察のほうでこれは要らないかなと思うものがあつたら点滅にするとか、あるいは撤去するなり、そういうことをぜひやっていただきたいと思います。

古屋交通規制課長 今、委員が申しましたように、私もことし交通規制課長になりまして、確かに信号機の区間が短いところもございます。ここはというようなところを、その担当の署に、どうだろうかという検討もしております。ただ、一回つけますと、住民の方がどうしても、これを外そうとなると、せっかくなつけたものをどうして外すんだというような意見もございます。その辺の兼ね合いが非常に難しい問題がございます。警察としましては、やはり検討しまして、なるべくそういったものをほかへ移転ということも考えて、検討していくような方向でまいりたいと考えております。

(信号機の設置について)

堀内委員 私も信号機のことでお聞きしたいのですが、交通安全対策費の中にある16億2,000万円ですか、信号機の設置なんですけど、よく設置のことでもお願いに行きますと、例えば順番待ちだとか、そういうお話を聞くんですけど、年間にどのぐらいの予算を立てているわけですか。

古屋交通規制課長 これは、おおむね毎年要望を受けて、そして予算要求を来年度にしています。ちなみに、今年度、平成21年度でございますけれども、15基で約1億円の予算です。

堀内委員

私も昨年、歩行者用の信号機をお願いした経緯があるのですが、まだまだ順番待ちだというようなお話をその当時お聞きしました。交通安全対策費として1,290万円、約1,300万円ぐらいですか、こういう金額が不用額となっています。例えば、私が1年前にお願いしたところというのは非常に事故が多発して、お願いしてからでも2回ほど人身事故が起きています。もしこういう不用額が使えるようでしたら、そういうところをやっていただければ、事故が未然に防げると思うのですが、その辺の見解を。

古屋交通規制課長

信号機の要望の関係につきまして、信号機を設置すると事故が減っていくと思うのですが、その辺の度合いが非常に難しいところがございますので、各署から要望がたくさんございますので、その中から優先順位をつけて設置しているという考えです。

堀内委員

今、優先順位ということでお聞きしたのですが、交通事故を未然に防ぐという意味では、よく現地を調査していただいて、1年ぐらい前からお願いしているのですが、それから2回ぐらい人身事故があるんですね。そこは学校の通学路になっていまして、学校のほうからも要望が行っているのですが、ぜひ、この辺を再度調査をしていただいて、積極的に解決していただければありがたいと思いますけれども、見解をお願いします。

古屋交通規制課長

現地を調査しまして、事故の状況、それから交通量など、これらをあわせて、信号機の設置を検討していきたいと思っております。

以 上

決算特別委員長 望月 清賢